



静岡県内に

太陽光発電所を建設予定の皆様へ

～ 環境影響評価の対象となる要件が変わります ～

太陽光発電所の建設による生態系等への影響が懸念されることから、静岡県環境影響評価条例施行規則を改正し、太陽光発電所の建設に係る環境影響評価（環境アセスメント）の適用範囲を拡大しました。

事業の規模によって環境アセスメントの対象になる場合があります。

<[新]太陽光発電所の環境アセスメントの適用範囲>

● 次のいずれかに該当する場合、環境アセスメントの対象になります。

- ・ 敷地面積が 50ha 以上
- ・ 森林を伐採する区域の面積が 20ha 以上

● 次のいずれかに該当する場合、環境アセスメントが必要となる場合があります。

- ・ 敷地面積が 20ha 以上 50ha 未満
- ・ 国立公園等の **特定地域内**における敷地面積が 5 ha 以上

<施行日> 平成 31 年 3 月 1 日

上記の「環境アセスメントの適用範囲」に該当する場合であっても、施行日までに以下の全ての手続きが完了している場合は、改正前の基準が適用されます。（施工場所によっては、許可を要しない場合があります。）

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可
- ② 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可
- ③ 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可

※①～③に掲げるいずれの許可も要しない場合については、平成 31 年 2 月 28 日までに電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出がなされた場合は、改正前の基準が適用されます。

[改正前の基準]

- 環境アセスメントの対象 : 施行する土地の区域の面積（造成面積）が 50ha 以上
- 環境アセスメントの要否を判定 : 特定地域における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ha 以上

※ 詳細は、下記の間合せ先まで御相談ください。



Shizuoka Prefecture

[お問合せ] 静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話 : 054-221-2268 FAX : 054-221-3665

Eメール : seikan@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県生活環境課

検索